

## 広島県告示第五百七十二号

平成二十一年広島県告示第千五十三号（土砂災害警戒区域等の指定）で土砂災害特別警戒区域として指定した区域のうち、次の区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の規定による特定開発行為に係る対策工事等が完了した。

平成二十九年十一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
三宅五丁目（〇四八四一一二）
- 二 開発区域の名称及び所在地

1 名称

三宅五丁目（〇四八四一一二）

2 所在地

広島市佐伯区三宅五丁目地内

三 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

1 住所

広島市佐伯区三宅五丁目一九三番地五

2 氏名

有限会社オカノ機器

四 特定開発行為検査済証交付年月日

平成二十九年十月五日